

西宮市老人ホーム入所判定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表の根拠規定の欄に掲げる規定に基づき設置する西宮市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務その他の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を掌る。

- (1) 老人ホームへの入所が適当と見なされる者について、その入所措置の要否を措置の基準に基づき総合的に判定すること。
 - (2) 現に入所している者で、市長が入所要件に適合しないと見なした者について、その者の入所継続の要否を措置の基準に基づき総合的に判定すること。
- 2 委員会は、判定結果等を市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で市長が委嘱または任命する委員をもって組織する。

- (1) 生活支援課長
 - (2) 西宮市保健所長
 - (3) 医師（精神科医を含む。）2名
 - (4) 老人福祉施設長
 - (5) 地域包括支援センター長
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまた会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 市長は、必要があると認めた時は、委員会に委員以外の者を出席させることができる。
- 5 市長は、緊急を要する場合は持ち回りにより必要な委員に意見を聞くことができる。
- 6 会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生活支援課において処理する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の構成員は、職務上知り得た秘密をほかにもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第8条 委員の報酬については、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）の定めるところによる。ただし、市職員及び地域包括支援センター長には支給しない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるほか委員会に関し必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年9月1日より施行し、平成25年8月1日から適用する。

(西宮市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の廃止)

- 2 平成25年8月1日施行の西宮市老人ホーム入所判定委員会設置要綱は、これを廃止する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。